

施設に対する要請及び働きかけ（一覧表）

根拠法令 法：新型インフルエンザ等対策特別措置法 施行令：新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令

○対象地域：沖縄県全域

○要請及び働きかけ期間：令和3年10月1日（金）～令和3年10月31日（日）

※法によらない働きかけの場合、協力金の支給はありません。

※下記の施設のうち飲食店等その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設に対しては特措法に基づく要請を別途行っている。

種類	施設例	措置等の内容
劇場等（第4号）	劇場	【法第24条第9項に基づく協力要請】 ●規模要件に沿った施設の使用を要請(イベント開催時) ・人数上限5,000人以下かつ収容率50%以内 (大声での歓声・声援等がないことを前提とするものについては100%以内) ●入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理、人数制限
	観覧場	
	プラネタリウム	
	映画館	
	演芸場	
集会又は公会堂（第5号、6号）	集会場	●会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（特にフードコード）（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など） ●手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨 ●発熱等有症状者の入場を避けるための措置（入店時検温・サーモグラフィーの設置）
	公会堂	
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
ホテル又は旅館（第8号）	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	●入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ ●マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） ●ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと 【法によらない働きかけ】 ●営業時間短縮 (1) イベントを開催する場合 午前5時から午後9時の範囲内の営業とすること (飲食の提供は午後8時までとする) (2) イベント開催以外の場合 ○午後8時までの範囲内 (3) 映画館 ○午前5時から午後9時の範囲内の営業とすること
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）	

<p>運動・遊技施設の一部 (第9号) (屋内施設)</p>	<table border="1"> <tr><td>体育館</td></tr> <tr><td>屋内水泳場</td></tr> <tr><td>ボウリング場</td></tr> <tr><td>スケート場</td></tr> <tr><td>柔剣道場、空手道場</td></tr> <tr><td>スポーツクラブ</td></tr> <tr><td>ホットヨガ、ヨガスタジオ</td></tr> <tr><td>その他屋内スポーツ施設提供業</td></tr> <tr><td>マーチャン店</td></tr> <tr><td>パチンコ屋</td></tr> <tr><td>ゲームセンター</td></tr> <tr><td>テーマパーク</td></tr> <tr><td>遊園地</td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	体育館	屋内水泳場	ボウリング場	スケート場	柔剣道場、空手道場	スポーツクラブ	ホットヨガ、ヨガスタジオ	その他屋内スポーツ施設提供業	マーチャン店	パチンコ屋	ゲームセンター	テーマパーク	遊園地																	<p>【法第24条第9項に基づく協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●規模要件に沿った施設の使用を要請(イベント開催時) ・人数上限5,000人以下かつ収容率50%以内 (大声での歓声・声援等がないことを前提とするものについては100%以内) ●入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理、人数制限 ●会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(特にフードコート)(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など) ●手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨 ●発熱等有症状者の入場を避けるための措置(入店時検温・サーモグラフィの設置) ●入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ ●マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止(すでに入場している者の退場も含む) ●ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと <p>【法によらない働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮 (1) イベントを開催する場合 午前5時から午後9時の範囲内の営業とすること (飲食の提供は午後8時までとする) (2) イベント開催以外の場合 ○午後8時までの範囲内
体育館																															
屋内水泳場																															
ボウリング場																															
スケート場																															
柔剣道場、空手道場																															
スポーツクラブ																															
ホットヨガ、ヨガスタジオ																															
その他屋内スポーツ施設提供業																															
マーチャン店																															
パチンコ屋																															
ゲームセンター																															
テーマパーク																															
遊園地																															
<p>博物館、美術館(第10号)</p>	<table border="1"> <tr><td>博物館</td></tr> <tr><td>美術館</td></tr> <tr><td>科学館</td></tr> <tr><td>記念館</td></tr> <tr><td>水族館</td></tr> <tr><td>動物園</td></tr> <tr><td>植物園</td></tr> <tr><td></td></tr> </table>	博物館	美術館	科学館	記念館	水族館	動物園	植物園																							
博物館																															
美術館																															
科学館																															
記念館																															
水族館																															
動物園																															
植物園																															

<p>遊興施設のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けていない施設（第11号）</p>	<p>性風俗店 デリヘル アダルトショップ 個室ビデオ店 ライブハウス 場外馬（車・舟）券場</p>	<p>【法によらない働きかけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●営業時間短縮 ・午前5時から午後8時の範囲内の営業とすること <p>【法第24条第9項に基づく協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●規模要件に沿った施設の使用を要請(イベント開催時) ・人数上限5,000人以下かつ収容率50%以内
<p>商業施設 (第7号、12号) ※生活必需品は除く ※一部生活必需品の取扱があっても大部分が生活必需品以外のものを取り扱っている場合は要請対象</p>	<p>ペットショップ（ペットフード売り場を除く） ペット美容室（トリミング） 宝石類や金銀の販売店 住宅展示場 (集客活動を行い、来場を促すもの) 古物商（質屋を除く。） 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ DVD/ビデオレンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物屋 旅行代理店（店舗） アイドルグッズ専門店 ネイルサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く） スーパー銭湯 岩盤浴 サウナ まつ毛エクステンション専門店（ヘアカット等を行わない理美容所） エステサロン（保健所に届け出ている理美容所は除く） 日焼けサロン 脱毛サロン 写真屋 フォトスタジオ 美術品販売 展望室 腕時計屋 雑貨屋（日用品を除く）</p>	<p>(大声での歓声・声援等がないことを前提とするものについては100%以内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理、人数制限 ●会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（特にフードコート）（アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など） ●手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ、従業員へのPCR等検査の勧奨 ●発熱等有症状者の入場を避けるための措置（入店時検温・サーモグラフィーの設置） ●入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ ●マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止（すでに入場している者の退場も含む） ●ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の症状確認、検温、手指衛生の求めを行うこと場前の検温や定期的な消毒を行うこと

【別紙2】 県内全域営業時間短縮要請対象外

R3.9.28時点（随時更新予定）

施設に対する要請及び働きかけ（一覧表）

種類	施設例	措置等の内容
医療施設 (※)	病院	営業時間短縮の働きかけの対象外 ※国家資格有資格者が治療を行うもの以外の施設は 営業時間短縮の働きかけ
	診療所	
	歯科	
	薬局	
	鍼灸・マッサージ	
	接骨院	
	柔道整復	
生活必需品 資販売施設	卸売市場	営業時間短縮の働きかけの対象外 ※移動販売店舗を含む。 【法第24条第9項に基づく協力要請】 ・入場者の整理誘導等を徹底すること ・食品売場等についても、「入場者の整理等」を行い、 人が密集することを防ぐこと
	食料品売り場（※1）	
	コンビニエンスストア	
	百貨店（生活必需品売場）	
	スーパーマーケット	
	ホームセンター（生活必需品売場）	
	ショッピングモール（生活必需品売場）	
	ガソリンスタンド	
	靴屋	
	衣料品店	
	文房具屋	
	酒屋	
住宅・宿泊 施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	営業時間短縮の働きかけの対象外
	カプセルホテル	
	旅館（集会の用に供する部分を除く）	
	民泊	
	共同住宅	
	寄宿舍	
	下宿	
	ラブホテル	
	ウィークリーマンション	
交通機関等	バス	営業時間短縮の働きかけの対象外
	タクシー	
	レンタカー	
	電車	
	船舶	
	航空機	
	物流サービス（宅配等を含む）	
工場等	工場	営業時間短縮の働きかけの対象外
	作業場	

金融機関・ 官公署等	銀行	営業時間短縮の働きかけの対象外
	消費者金融	
	ATM	
	証券取引所	
	証券会社	
	保険代理店	
	各種事務所	
	官公署	
その他	理髪店	営業時間短縮の働きかけの対象外 ※物価統制令の対象となるもの ・入場者の整理誘導等を徹底する(法第24条第9項)
	美容院	
	銭湯（公衆浴場）（※）	
	貸倉庫	
	郵便局	
	メディア	
	貸衣装屋	
	不動産屋	
	葬儀場・火葬場	
	質屋	
	獣医	
	ペットホテル	
	たばこ屋（たばこ専門店）	
	ブライダルショップ	
	本屋	
	自転車屋	
	家電販売店	
	園芸用品店	
	修理店（時計、靴、洋服等）	
	鍵屋	
	100円ショップ	
	駅売店	
	家具屋	
	自動車販売店、カー用品店	
	花屋	
	眼鏡屋（修理、調整を行う施設）	
	ランドリー	
	クリーニング店	
	ごみ処理関係	
	神社	
寺院		
教会		

施設に対する要請及び働きかけ（一覧表）

種類	施設例	措置等の内容
学校（第1号）	幼稚園	【法第24条第9項に基づく協力要請】 ●衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動及び学生寮での感染防止対策を徹底すること。ただし、学校等の感染状況に応じ、学級閉鎖等を実施すること。 ●児童生徒の家庭において健康観察を徹底し、体調不良時は登校を控えること ●学校行事等を実施する際には地域の感染状況等を踏まえ、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること 部活動・課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛を行うこと（部活動前後による集団での飲食や県内外における合宿等については行わない 等）
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専修学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
保育所等（第2号）	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	【法第24条第9項に基づく協力要請】 ●適切な感染防止対策の協力を要請 ●保育所等では引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育や登園自粛の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。 ●保育所等、学童クラブについて「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施への協力を要請
	学童クラブ	
	障害児通所支援事業所	
	上記以外の児童福祉法関係の施設	
	障害福祉サービス等事業所	
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	
	婦人保護施設	
	その他の社会福祉施設	
大学等（第3号）	大学	【法第24条第9項に基づく協力要請】 ●大学、専門学校等は、感染防止と対面授業・遠隔授業の効果的实施等による両立に向けて適切に対応すること ●大学は学生等に対し、感染リスクが高い懇親会や飲み会等について4人以下・3密を避けて・2時間以内で利用するように注意喚起を徹底すること
	専修学校（高等専修学校を除く）・各種学校	
	日本語学校・外国語学校	
	インターナショナルスクール	
集会場等（第5号）	葬祭場	【法第24条第9項に基づく協力要請】 ●適切な感染防止対策の協力を要請

博物館等 (第10号)	図書館	【法第24条第9項に基づく協力要請】 ●適切な感染防止対策の協力を要請 ●入場者の整理誘導等を徹底する
商業施設 (第12号)	銭湯（公衆浴場）（※）	【法第24条第9項に基づく協力要請】 ●適切な感染防止対策の協力を要請 ●入場者の整理誘導等を徹底する
	理容室	
	美容室	
	質屋	
	貸衣装者	
	クリーニング店	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所	【法第24条第9項に基づく協力要請】 ●オンライン活用の働きかけ ●適切な感染防止対策の協力を要請
	学習塾	
	オンライン授業	
	家庭教師	
	英会話教室	
	音楽教室	
	囲碁・将棋教室	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	体操教室	